

淡路広域水道企業団職員の臨時的任用に関する規則

平成17年4月1日

規則第1号

改正 平成22年3月26日 規則第6号

令和2年3月24日 規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の3第4項の規定に基づき、職員の臨時的任用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(臨時的任用を行うことができる場合)

第2条 任命権者は、常時勤務を要する職に欠員が生じた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、現に職員（臨時的に任用された職員を除く。）でない者を臨時的に任用することができる。

(1) 災害その他重大な事故のため、法第17条第1項の採用、昇任、降任又は転任の方法により職員を任命するまでの間、その職員の職を欠員にしておくことができない緊急の場合

(2) 臨時的任用を行う日から1年以内に廃止されることが予想される臨時の職に関する場合

(臨時的任用の期間の更新)

第3条 臨時的任用の期間は、企業長の承認を得て、6か月を超えない期間で更新することができる。

(補則)

第4条 この規則の実施に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日規則第6号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日規則第3号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する